

香芝市ふるさとまちづくり基金条例をここに公布する。

令和6年3月28日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第9号

香芝市ふるさとまちづくり基金条例

(設置)

第1条 香芝市のふるさとまちづくりを支援する人々による寄附金について、安全で安心な暮らしの向上、教育及び子育て環境の充実、自然環境及びまちなみ景観の保全、健康及び福祉の充実並びに地域産業及び文化スポーツの振興に関する事業その他香芝市の魅力を高め、その発展に寄与する事業に要する経費の財源に充てるため、香芝市ふるさとまちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条に規定する事業のための寄附金の額に相当する額として、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算で定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用状況の公表)

第7条 市長は、毎年度、この条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(香芝市ふるさとまちづくり寄附条例の廃止)
- 2 香芝市ふるさとまちづくり寄附条例(平成20年条例第19号)は、廃止する。